第18回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告書

- 1 保険持株会社の現況に関する事項
  - (3) 企業集団の主要な事務所の状況
  - (4) 企業集団の従業員の状況
  - (5) 企業集団の主要な借入先の状況
- 5 新株予約権等に関する事項
- 6 会計監査人に関する事項
- 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 8 業務の適正を確保するための体制
- 9 特定完全子会社に関する事項
- 10 親会社等との間の取引に関する事項
- 11 会計参与に関する事項
- 12 その他

計算書類等

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

株式会社 T&Dホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

1　保険持株会社の現況に関する事項

(3)企業集団の主要な事務所の状況（2022年３月31日現在）

【当社】

事務所名	所在地	設置年月日
本 店	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	2016年１月１日

【子会社及び子法人等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
太陽生命保険㈱	本 店	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	2016年１月１日
大同生命保険㈱	本 店	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目２番１号	1993年10月１日
Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱	本 店	東京都港区芝浦一丁目１番１号	2016年５月２日

（注）１．子会社及び子法人等のうち主要な生命保険会社３社について記載しております。
２．大同生命保険㈱の本店は、同社が相互会社であった時点で設置されたものであり、本店所在地として登記している設置年月日を記載しております。なお、同社は2002年４月１日付にて相互会社から株式会社に組織変更しております。

(4)企業集団の従業員の状況

【当社の従業員の状況】

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
従業員	118名	117名	△1名	45.8歳	21.3年	589千円

（注）１．当社従業員のうち、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱、Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱からの出向者の平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
２．平均給与月額は2022年３月中の平均給与月額（時間外手当を含む。）であり、賞与は含まれておりません。

【連結会社の従業員の状況】

部門名	前期末	当期末	当期増減（△）
	名	名	名
保険及び保険関連事業	18,354	18,411	57
資産運用関連事業	472	451	△21
総務・事務代行等関連事業	789	783	△6
合　　計	19,615	19,645	30

(5)企業集団の主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

5 新株予約権等に関する事項

(1)事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第１回新株予約権（2012年７月発行） ・新株予約権の数：０個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式0株（新株予約権１個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権１個当たり68,500円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式１株当たり１円 ・新株予約権の行使期間： 2012年８月１日から2042年７月31日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注１）	０名
	㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第２回新株予約権（2013年８月発行） ・新株予約権の数：０個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式0株（新株予約権１個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権１個当たり114,300円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式１株当たり１円 ・新株予約権の行使期間： 2013年８月２日から2043年８月１日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注１）	０名
	㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第３回新株予約権（2014年８月発行） ・新株予約権の数：０個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式０株（新株予約権１個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権１個当たり115,300円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式１株当たり１円 ・新株予約権の行使期間： 2014年８月２日から2044年８月１日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注１）	０名
	㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第４回新株予約権（2015年８月発行） ・新株予約権の数：０個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式０株（新株予約権１個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権１個当たり170,800円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式１株当たり１円 ・新株予約権の行使期間： 2015年８月４日から2045年８月３日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注１）	０名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第５回新株予約権（2016年８月発行） ・新株予約権の数：０個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式０株（新株予約権１個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権１個当たり91,800円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式１株当たり１円 ・新株予約権の行使期間： 2016年８月２日から2046年８月１日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注１）	０名
	㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第６回新株予約権（2017年８月発行） ・新株予約権の数：69個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式6,900株（新株予約権１個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権１個当たり148,500円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式１株当たり１円 ・新株予約権の行使期間： 2017年８月２日から2047年８月１日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注１）	１名
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

（注）１．新株予約権者は、当社、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱又はＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱における各社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が当社の営業日に当たらない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとされております。

２．本表には、当社が当社の役員に対し、職務遂行の対価である金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務との相殺により交付した新株予約権を記載しております。

３．本表には、新株予約権の発行時点において、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱及びＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱の取締役又は執行役員であった当社取締役のうち、当社が当社の取締役として新株予約権を交付し、かつ、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱及びＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱の各社の取締役又は執行役員としても新株予約権を交付した者を含み、当事業年度の末日におけるその人数は次のとおりであります。

・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第１回新株予約権(2012年７月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第２回新株予約権(2013年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第３回新株予約権(2014年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第４回新株予約権(2015年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第５回新株予約権(2016年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第６回新株予約権(2017年８月発行)：　０名

4．本表には、新株予約権の発行時点において、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱及びＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱の取締役又は執行役員であった当社取締役のうち、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱及びＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱の各社の取締役又は執行役員としてのみ新株予約権を交付し、当社の取締役として新株予約権を交付していない者の人数は含んでおらず、当事業年度の末日におけるその人数は次のとおりであります。

・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第１回新株予約権(2012年７月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第２回新株予約権(2013年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第３回新株予約権(2014年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第４回新株予約権(2015年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第５回新株予約権(2016年８月発行)：　０名
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第６回新株予約権(2017年８月発行)：　０名

5．本表には、新株予約権の発行時点において、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱及びＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱の役員又は執行役員であった当社取締役に対し、当社を除く各社における職務遂行の対価である金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務との相殺により交付した新株予約権は含んでおらず、当事業年度の末日におけるその個数並びにその目的である株式の種類及び数は次のとおりであります。

・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第１回新株予約権(2012年７月発行)：　0個
（普通株式　0株）
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第２回新株予約権(2013年８月発行)：　0個
（普通株式　0株）
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第３回新株予約権(2014年８月発行)：　0個
（普通株式　0株）
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第４回新株予約権(2015年８月発行)：　0個
（普通株式　0株）
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第５回新株予約権(2016年８月発行)：　0個
（普通株式　0株）
・㈱Ｔ＆Ｄホールディングス第６回新株予約権(2017年８月発行)：　0個
（普通株式　0株）

(2)事業年度中に従業員等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

該当する事項はありません。

6　会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　臼倉　健司 指定有限責任社員　羽柴　則央 指定有限責任社員　近藤　洋平	199百万円	①報酬等について監査等委員会が会社法第399条第３項に基づき、同条第１項の同意をした理由 ・監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を受領し報告を受けたうえで、前期の監査の遂行状況、当該期の監査計画の概要・報酬見積りの算出根拠等を確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。 ②非監査業務の内容 ・左記会計監査業務の報酬以外の報酬はサステナビリティレポート保証業務等６百万円であります。

（注）１．当該事業年度に係る報酬等の額は、会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査を区分していないため、その合計額を記載しております。
２．当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は452百万円であります。

(2)責任限定契約

該当する事項はありません。

(3)会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会で定めた「会計監査人評価基準」に基づき、会計監査人の能力、組織及び体制、監査の品質、独立性等を総合的に勘案して評価を実施した上で、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合、もしくはその他適当と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案する手続を行います。

ロ　保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当する事項はありません。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

1　取締役会決議内容の概要

当社は、会社法及びグループ経営理念等に基づき、グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は以下のとおりです。

(1)グループ内部統制

①当社が直接的に経営管理する子会社と経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。

イ グループで統一すべき基本方針
ロ 当社と事前に協議すべき子会社の決定事項
ハ 子会社が当社に報告すべき事項
ニ 当社による子会社への指導・助言
ホ 当社による子会社への内部監査の実施

②上記の「当社と事前に協議すべき子会社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が直接的に経営管理する子会社がその他グループ会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

(2)法令等遵守体制

①法令等遵守に関するグループの基本方針・行動規範等を制定し、グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。

②取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。

③グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的としたグループ横断的な委員会を、取締役会の下部組織として設置する。

④反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員にこれを徹底させる。

⑤グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員等を対象とした内部通報制度を整備し、制度の周知を図る。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させるおそれのある行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性のある制度とする。

⑥従業員による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。

(3)効率性確保体制

①組織及び職務権限に関する規程を定め、各会議体の目的・任務や取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで、機動的かつ効率的な運営を図る。

②コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用するとともに、グループ成長戦略等に関する重要な事項を審議するグループ成長戦略会議、グループの経営管理等に関する重要な事項を審議及び決議する経営執行会議を設置する。

③グループの経営計画を適正に管理するための規程を定め、それに基づき取締役会においてグループ長期ビジョン・単年度計画等を策定する。

(4)情報保存管理体制

①取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。

②グループの情報セキュリティに関するポリシー等の規程によって、グループの情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障もしくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

(5)統合的リスク管理（ＥＲＭ）体制

①グループのリスクの状況を把握し、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、資本・収益・リスクを一体的に管理するＥＲＭ（エンタープライズ・リスク・マネジメント）体制を整備する。

②グループのＥＲＭを推進する委員会を設置し、健全性と収益性に関する水準を定めた「グループリスク選好」に基づき、グループ全体の資本・収益・リスクの状況を適切に管理する。

③グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定め、将来にわたる経営の健全性及び適切性を確保するため、グループ全体のリスク管理体制を整備する。

④グループにおけるリスクを統括管理する委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況についてグループ全体のモニタリングを通じて、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。

⑤グループの危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、グループ全体の危機対応体制を整備する。

(6)財務報告内部統制

①組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

(7)内部監査体制

①グループにおける内部監査の実効性を確保するため、グループ内部監査基本方針及び内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。

②内部監査を通じてグループの内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

(8)監査等委員会監査実効性確保体制

〔監査等委員会室の従業員の独立性確保に関する体制〕

①監査等委員会の監査職務の補助及び監査等委員会の運営事務等を行うため、監査等委員会室を設置し従業員を配置する。また、監査等委員会室の従業員の人事評価・人事異動等に関し、監査等委員会の同意を必要とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

②従業員に対する指揮命令権は監査等委員に属すること、及び監査等委員の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。

③監査等委員又は監査等委員会より監査等委員会室の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

〔監査等委員会への報告に関する体制〕

①取締役及び執行役員は、監査等委員会に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。

②取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員による会社の重要な決裁書及び報告書の閲覧に関し、必要と判断した場合や監査等委員より要請があった場合は速やかに内容を説明する。

③取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査等委員会の監査のため求められた事項を速やかに監査等委員会に報告する。

④取締役及び執行役員は、子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記①～③に関し、確実に当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。

⑤監査等委員会に上記①～④の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

〔その他監査等委員会の監査の実効性確保に関する体制〕

①取締役及び取締役会は監査等委員会の監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。

②監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査等委員が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。

③代表取締役は監査等委員と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査等委員会の監査の環境整備等について意見を交換する。

④法令等遵守を担当する部門は、監査等委員と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

⑤内部監査部門は監査等委員会に内部監査計画の策定及び内部監査の結果等の報告を行い、定期的に意見を交換するほか、監査等委員会より必要に応じて具体的な指示を受ける。

2　運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の運用状況の概要につきましては、次のとおりです。

(1)内部統制システム全般

・当社は、内部統制システムを取締役会にて決議し、これに沿ってグループの内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。
・また、内部統制システムのモニタリングを年２回実施し、取締役会が内部統制システムの整備及び運用が適正であることを確認し、必要に応じて見直しを行うなど、継続的に内部統制システムの改善及び強化に取り組んでおります。
・当社グループでは、お客さま本位の業務運営に係る方針に則り、お客さま本位の考え方に根ざした業務運営を推進しております。お客さま本位の業務運営に関する取組結果は、2021年６月に公表いたしました。

(2)企業集団の業務の適正の確保に関する取組み

・当社は、直接出資する子会社（以下「直接子会社」といいます）と「経営管理に関する契約書」を締結し、グループで統一すべき基本方針を明確にするとともに、重要事項の決定等に関する事前協議事項や報告事項を定め、適切な経営管理を実施しております。
・また、同契約書に基づき、必要に応じて直接子会社に対し指導・助言を行い、グループの内部統制システムの改善及び強化に取り組んでおります。

(3)法令等遵守に関する取組み

・当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針及び遵守基準を周知するため、コンプライアンス意識向上に係る教育・研修を継続的に実施しております。
・コンプライアンスを推進するため、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、当社及びグループ会社における同プログラムの遂行状況を定期的にグループコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
・「Ｔ＆Ｄ保険グループ反社会的勢力対応に関する基本方針」を制定し、「コンプライアンス・プログラム」に基づき、反社会的勢力排除についての教育・研修を継続的に実施しております。反社会的勢力との関係遮断の対応状況は、定期的にグループコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向けた取組みとして、グループ会社の対応状況について当社が定期的にモニタリングを実施し、グループコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
・グループの内部通報窓口である「Ｔ＆Ｄ保険グループヘルプライン」を外部に設置し、通報者に対する不利益な取扱いの禁止等の内部通報制度のルールについて周知を図るとともに、通報案件に対応しております。

(4)効率性確保に関する取組み

・当社は、取締役会の決議事項・報告事項並びに組織の業務分掌及び職務権限を定め、取締役及び執行役員は、定められた業務分掌及び職務権限に基づいて、職務執行を行っております。

・グループの経営計画を適正に管理するための規程を整備しております。2021年４月に、グループが長期的に目指す姿とその到達に向けた戦略方針を明確にするため、グループ長期ビジョン「Try＆Discover2025」を策定いたしました。また、半期ごとにグループ長期ビジョン等の推進状況及び推進結果等の確認・評価を取締役会に報告いたしました。

(5)情報保存管理に関する取組み

・当社は、取締役会及び経営執行会議等の会議資料及び議事録等の取締役及び執行役員の職務執行に係る情報につきましては、文書の管理に関する規程に基づき、適正に保存及び管理を行っております。

・「グループ情報セキュリティポリシー」等の各種方針・規程を制定し、情報資産の漏えいや改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備し、グループにおける情報資産を適切に管理しております。

・サイバー攻撃等に対応するため、外部機関と協働した訓練を実施するなどインシデント対応体制・セキュリティ管理レベルの強化に努めております。また、2021年度上期には東京オリンピック期間のサイバー攻撃増加に備えたサイバーセキュリティ研修・演習を開催いたしました。下期には、外部専門機関を活用したサイバーセキュリティ態勢の第三者評価をグループ横断で実施した結果、「高い水準でサイバーセキュリティ対策を実施している」と評価を受領しました。

(6)統合的リスク管理（ＥＲＭ）に関する取組み

・当社は、ＥＲＭを推進するグループＥＲＭ委員会を通じて、健全性と収益性に関する水準を定めた「グループリスク選好」に基づき、定期的にグループの資本・収益・リスクの状況に関する分析・評価を行い、その結果を経営執行会議、グループ成長戦略会議及び取締役会に報告いたしました。

・グループのリスクを統括管理するグループリスク統括委員会を通じて、統一したリスク指標等による定量的な評価及び各種リスクの状況について分析・評価を行い、その結果を経営執行会議及び取締役会に報告いたしました。

・大規模自然災害やサイバー攻撃等により業務の継続的遂行が困難になる危機事態に対応する「グループ危機対応規程」を制定し、グループの危機対応体制を整備しております。また、発生事象への対応状況について事後的に検討を行い、必要に応じて見直しを行うとともに、危機対応の実効性を確保するため、定期的に訓練等を実施しております。

・現下の新型コロナウイルス感染症に対しては、代表取締役社長を本部長とするグループ危機対策本部を設置し、グループ内で緊密に情報連携を行うとともに、感染拡大防止や業務の継続について適切に対応しております。

(7)財務報告に係る内部統制に関する取組み

・当社は、グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を適切に実施し、取締役会に報告いたしました。

(8)内部監査に関する取組み

・当社は、「グループ内部監査基本方針」においてグループ内部監査態勢の実効性を確保するための基本方針を定めるとともに、取締役会で決議された内部監査計画に基づき実施する実地監査やオフサイト・モニタリングを通じて、グループの内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を代表取締役社長、監査等委員会、取締役会に報告しております。

(9)監査等委員会監査実効性確保に関する取組み

・監査等委員は、取締役会の構成員として決議に参加しております。また、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員等から業務執行状況等の報告を受けるとともに、意見を述べることができる機会を確保しております。
・監査等委員会への報告に関する規程を整備し、取締役、執行役員及び従業員等から監査等委員会に、業務執行状況等の報告を行っております。また、監査等委員から説明等を求められた事項について、随時速やかに報告を行っております。
・監査等委員と代表取締役との定期的な会合を設定し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査等委員会監査の監査環境等について意見交換を行いました。
・取締役の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する従業員を配置しております。
・リスク統括部は、監査等委員会監査の実効性確保を図るため、定期的に連絡会を開催し、監査等委員が求めた事項等について報告を行うとともに、対処すべき課題等について意見交換を行いました。
・内部監査部は、監査等委員会監査の実効性確保を図るため、定期的にグループの内部監査の状況等を監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会から指示を受けた事項等について報告を行いました。なお、内部監査計画の策定及び内部監査部長の人事異動や評価等については、監査等委員会の事前同意事項としております。

9 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
太陽生命保険㈱	東京都中央区日本橋二丁目７番１号	275,240百万円	957,122百万円
大同生命保険㈱	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目２番１号	363,053百万円	

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

12 その他

該当する事項はありません。

2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	207,111	125,260	740,329	△58,882	1,013,819
在外関連会社における会計処理の遡及適用に伴う累積的影響額			△53,803		△53,803
在外関連会社における会計処理の遡及適用を反映した当期首残高	207,111	125,260	686,525	△58,882	960,015
当期変動額					
剰余金の配当			△30,549		△30,549
親会社株主に帰属する当期純利益			14,180		14,180
自己株式の取得				△45,482	△45,482
自己株式の処分		△4		95	91
自己株式の消去		△61,256		61,256	－
土地再評価差額金の取崩			44		44
連結範囲の変動			1		1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△61,260	△16,322	15,869	△61,713
当期末残高	207,111	64,000	670,203	△43,013	898,301

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	574,871	△2,681	△35,018	△5,972	531,198	689	7,449	1,553,157
在外関連会社における会計処理の遡及適用に伴う累積的影響額	△579			3,021	2,442			△51,361
在外関連会社における会計処理の遡及適用を反映した当期首残高	574,292	△2,681	△35,018	△2,951	533,641	689	7,449	1,501,796
当期変動額								
剰余金の配当								△30,549
親会社株主に帰属する当期純利益								14,180
自己株式の取得								△45,482
自己株式の処分								91
自己株式の消去								－
土地再評価差額金の取崩								44
連結範囲の変動								1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△64,659	153	△44	13,857	△50,692	△29	146	△50,575
当期変動額合計	△64,659	153	△44	13,857	△50,692	△29	146	△112,289
当期末残高	509,632	△2,527	△35,062	10,906	482,949	659	7,596	1,389,506

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等数　18社

会社名　太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱、Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱、Ｔ＆Ｄユナイテッドキャピタル㈱、ペット＆ファミリー損害保険㈱、T&D United Capital North America Inc.、Ｔ＆Ｄリース㈱、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント㈱、Ｔ＆Ｄカスタマーサービス㈱、Ｔ＆Ｄコンファーム㈱、Ｔ＆Ｄ情報システム㈱、東陽保険代行㈱、太陽信用保証㈱、㈱太陽生命少子高齢社会研究所、㈱全国ビジネスセンター、日本システム収納㈱、㈱大同マネジメントサービス及びその他１社

当連結会計年度において、T&D Asset Management Cayman Inc.は清算により連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等　0社

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　0社

(2) 持分法適用の関連法人等数　10社

会社名　エー・アイ・キャピタル㈱、
Thuriya Ace Technology Co., Ltd.、
Capital Taiyo Life Insurance, Ltd.、
FGH Parent, L.P.、
Fortitude International Reinsurance Ltd.、
Fortitude Group Holdings, LLC.、
Fortitude Reinsurance Company Ltd.及びその他３社

当連結会計年度において、Fortitude Group Holdings, LLC.（以下、「フォーティテュード社」）のグループ組織再編に伴い、Ｔ＆Ｄユナイテッドキャピタル㈱がフォーティテュード社の持分と引き換えに、新たに設立されたFGH Parent, L.P.（以下、「新フォーティテュード社」）の応分の持分を取得した事により、新フォーティテュード社及び同社の100％子会社であるFortitude International Reinsurance Ltd.、Fortitude International Ltd.、Fortitude International Group Holdings Ltd.を持分法適用の関連法人等としております。

(3) 持分法を適用していない非連結の子会社、子法人等及び関連法人等　0社

(4) 持分法適用の関連法人等の事業年度等に関する事項

持分法適用の関連法人等のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。また、一部の会社についてはその他の基準日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

4　会計方針に関する事項
（1）有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価基準及び評価方法
① 売買目的有価証券
・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
② 満期保有目的の債券
・移動平均法による償却原価法（定額法）
③ 責任準備金対応債券
・移動平均法による償却原価法（定額法）
④ その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のものは、時価法(売却原価は移動平均法により算定)
・市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法
その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
なお、一部の連結される子会社は、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

また、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は次のとおりであります。
(太陽生命保険㈱)
アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ＡＬＭに基づく運用方針をたて、管理しております。
このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。
・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険等を除くすべての保険契約
・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約
・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約
・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約
・利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約

(大同生命保険㈱)

将来の債務履行を確実に行えるよう、保険商品の特性やリスク許容度を十分に考慮した資産運用方針をたて、管理しております。

このような運用方針のもと、保険商品の特性に応じて以下のとおり小区分を設定し、各小区分におけるデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券については、責任準備金対応債券に区分しております。

・一般資産区分における個人保険・個人年金保険
・無配当保険資産区分における個人保険・個人年金保険(今後５年超４０年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)
・団体年金保険資産区分における団体年金保険

(Ｔ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱)

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、各小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

・個人保険(対象保険種類の将来支出の一定到達年齢以上部分)
・積立利率型個人保険
・積立利率型定額年金保険

ただし、一部保険種類及び一部給付部分を除く。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法により処理しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定率法により、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、建物附属設備及び構築物	２～５０年
器具備品	２～２０年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（５年）に基づく定額法により行っております。

③ リース資産

リース資産の減価償却は、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱及びＴ＆Ｄフィナンシャル生命保険㈱（以下「生命保険会社３社」という。）の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額等を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は353百万円であります。

生命保険会社３社以外の連結される子会社及び子法人等については、重要性を勘案した上で必要と認められる範囲で資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。

② 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付引当金は、役員への当社株式の交付に備えるため、当社及び生命保険会社３社の社内規程に基づく株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、一部の連結される子会社及び子法人等の社内規程に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

発生年度に全額を費用処理しております。

(6) 価格変動準備金の計上方法

生命保険会社３社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、在外の子会社、子法人等及び関連法人等の資産、負債、収益及び費用は、同社の決算期末日等の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)太陽生命保険㈱のヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ａ．ヘッジ手段……金利スワップ
　　ヘッジ対象……貸付金、債券

ｂ．ヘッジ手段……通貨スワップ
　　ヘッジ対象……外貨建貸付金

ｃ．ヘッジ手段……為替予約
　　ヘッジ対象……外貨建資産

ｄ．ヘッジ手段……オプション
　　ヘッジ対象……国内・外国株式、国内・外国上場投資信託、国内債券

ｅ．ヘッジ手段……信用取引
　　ヘッジ対象……国内・外国株式、国内・外国上場投資信託

ｆ．ヘッジ手段……先渡取引
　　ヘッジ対象……国内・外国株式、国内・外国上場投資信託

③ ヘッジ方針

資産運用に係るリスク管理の方針を踏まえた社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フロー変動リスク及び価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析等の方法により、半期ごとにヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理等によっている金利スワップ、振当処理によっている通貨スワップ、ヘッジ対象資産とヘッジ手段が同一通貨の為替予約、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託をヘッジ対象とするオプション、信用取引及び先渡取引、国内債券をヘッジ対象とするオプションについては、有効性の評価を省略しております。

(「ＬＩＢＯＲを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「ＬＩＢＯＲを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号　2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

・ヘッジ会計の方法　　金利スワップの特例処理
・ヘッジ手段　　金利スワップ
・ヘッジ対象　　貸付金
・ヘッジ取引の種類　　キャッシュ・フローを固定するもの

(ロ)大同生命保険㈱のヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、時価ヘッジ処理を採用しております。なお、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として為替予約取引を行い、ヘッジ対象は、保有目的がその他有価証券である外貨建の有価証券及び外貨建定期預金としております。

③ ヘッジ方針

資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(9) その他採用した重要な会計方針

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結される子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果

会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

④　保険料等収入

生命保険会社３社の保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第１項第２号に基づき、責任準備金に積み立てております。

⑤　保険金等支払金・支払備金

生命保険会社３社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

⑥　再保険収入・再保険料

生命保険会社３社の再保険収入は、再保険協約書に基づいて受領する保険金等を、元受保険契約に係る保険金等の支払時等に計上しております。

生命保険会社３社の再保険料は、再保険協約書に基づいて支払う保険料等を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時等に計上しております。

なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第１項及び同規則第73条第３項に基づき不積立としております。

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、「保険金等支払金」の「その他返戻金」に含めていた「再保険料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

⑦　責任準備金

生命保険会社３社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第１項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第４条第２項第４号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

ａ．標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式
（平成８年大蔵省告示第48号）

ｂ．標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第１項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第１項第３号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

5　会計方針の変更

（1）　収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

（2）　時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「連結貸借対照表の注記―１　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項、並びに金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

6　収益認識

売上高にかわる経常収益の内訳は、収益認識会計基準第３項により同会計基準適用対象外となる保険料等収入及び資産運用収益が大半であり、顧客との契約から生じる収益は重要性に乏しいため、連結損益計算書におけるそれ以外の収益との区分表示及び連結貸借対照表における契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権と他の資産又は負債との区分表示を省略しております。また、以下の情報に関する記載を省略しております。

（1）　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（2）　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①　顧客との契約及び履行義務に関する情報
②　取引価格の算定に関する情報
③　履行義務への配分額の算定に関する情報
④　履行義務の充足時点に関する情報
⑤　収益認識に関する会計基準の適用における重要な判断

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

② 残存履行義務に配分した取引価格

7 重要な会計上の見積り

(1) 責任準備金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
責任準備金	14,359,852
その他経常収益（責任準備金戻入額）	259,945

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a．算出方法

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項－４　会計方針に関する事項－(9) その他採用した重要な会計方針－⑦責任準備金」に記載のとおりであります。

b．主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第５項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

(2) 退職給付に関する会計処理

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
退職給付に係る資産	2,851
退職給付に係る負債	42,145

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a．算出方法

退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。

なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項－４ 会計方針に関する事項－(5) 退職給付に係る会計処理の方法」に記載のとおりであります。

b．主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

数理計算上の計算基礎に関する事項は、「連結貸借対照表の注記－16　退職給付関係」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、退職給付に係る資産・負債に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	31

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a．算出方法

連結される子会社である生命保険会社３社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で１つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに１つの資産（投資用資産）グループとしております。

なお、当社及びその他の連結される子会社及び子法人等は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに１つの資産（営業用資産）グループとしております。

減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を損失として計上しております。

b．主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

8 未適用の会計基準等

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2022年４月１日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用される年度における影響は軽微であります。

9 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。監査等委員でない取締役と併せて、以下「取締役等」という。）並びに生命保険会社３社の取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。）及び執

行役員（国内非居住者を除く。当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下、本制度という。）を導入しております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号　2015年３月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当社及び生命保険会社３社の社内規程に基づき対象取締役等にポイントを付与し、退任時に累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付及び給付します。対象取締役等に対し交付等する当社株式等については、予め当社が信託した金銭により取得します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は2,165百万円、株式数は1,436,300株であります。

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

当社及び生命保険会社３社は、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、その現況が継続するとの仮定により、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを実施しております。新型コロナウイルス感染症による当期及び翌期以降の影響は、金額的に軽微であり、会計上の見積りへの影響も軽微であります。

（フォーティテュード社における組織再編及びこれに伴う会計処理の遡及適用）

フォーティテュード社は、グローバルのクローズドブック市場における一層の競争力強化に向けて、2021年10月１日付でグループ組織再編（以下、「本件組織再編」）を実施しました。

本件組織再編に伴い、米国会計基準上、フォーティテュード社において、2020年６月２日に遡って同社の負債が新たな計算方式で再評価されております。

当社においてもフォーティテュード社に対して持分法を適用するにあたり、当連結会計年度より、2020年６月２日に遡って同様の会計処理を行っております。

なお、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高は53,803百万円減少し、その他有価証券評価差額金は579百万円減少、為替換算調整勘定は3,021百万円増加しております。

（太陽生命保険㈱における新フォーティテュード社グループ他への個人年金保険契約の出再）

太陽生命保険㈱にて、既契約である高予定利率の個人年金保険契約の一部を、共同保険式再保険によりFortitude Reinsurance Company, Ltd.他へ出再しております。

当該再保険取引に係る影響額は、次のとおりであります。

・責任準備金戻入額　　576,964百万円
・再保険料　　704,667百万円

連結貸借対照表の注記

1　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項、並びに金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として収受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。

資産運用に際しては、お客さまからお預かりした保険料を効率的に運用するため、資本・収益・リスクを一体的に管理するＥＲＭの考えに基づき、生命保険契約の負債特性を踏まえた長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築するとともに、健全性や公共性にも配慮しながら取り組む方針としております。

なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で行っているほか、一部現物資産を補完する目的で利用しております。

また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であります。

有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保、市場見通しに基づく運用、長期保有による運用等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び市場流動性リスクに晒されております。

貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行うほか、一部で、現物資産をポートフォリオに組入れるまでの時間的な問題を解消する等、現物資産を補完する目的で活用しており、投機的な取引は行っておりません。

取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にするとともに、取組み状況を適切に管理することにより、リスク管理の徹底を図っております。

なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析の方法等によっております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ａ．全般的なリスク管理体制

当社グループでは、主たる事業である生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づ

け、持株会社である当社がグループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定めた「グループリスク管理基本方針」を策定し、生命保険会社３社等において、各社の事業特性及びリスクプロファイルに応じた適切なリスク管理体制を整備しております。

組織面では、グループにおけるリスクを統括管理するためグループリスク統括委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況等について、生命保険会社３社等から定期的及び必要に応じて報告を受け、グループ各社が抱える各種リスクの状況を把握しております。また、当社は、必要に応じて生命保険会社３社等に対し指導・助言を行うことにより、各社におけるリスク管理を徹底し、グループ全体のリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

生命保険会社３社は、リスク管理の徹底を目的としてリスクを統括する委員会等を設置するとともに、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。

なお、当社グループでは、リスクを経済価値ベースで収益・資本と一体的に管理するためグループＥＲＭ委員会を設置し、ＥＲＭの推進・充実を通じて、安定的・持続的なグループ企業価値の増大に取り組んでおります。

ｂ．市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握し、各資産のリスク特性に応じて適切なリスク管理を行うとともに、バリュー・アット・リスク（以下「ＶａＲ」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

ｃ．信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してＶａＲを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

ｄ．流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより、一定の流動性を確保するとともに、資金調達のために資産の流動化を円滑に行える体制を整備することを通じて、適切なリスク管理を行っております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません。((注１)を参照ください。)また、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権のうちコマーシャルペーパー、金銭の信託

のうち現金及び預貯金と同等の性質を持つ金銭信託、短期社債、債券貸借取引受入保証金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
①買入金銭債権	130,921	130,999	78
a　有価証券として取り扱うもの	127,915	127,912	△2
・満期保有目的の債券	73,342	73,340	△2
・その他有価証券	54,572	54,572	－
b　上記以外	3,006	3,086	80
②金銭の信託	1,315,540	1,305,398	△10,142
a　運用目的の金銭の信託	4,773	4,773	－
b　満期保有目的の金銭の信託	30,331	30,162	△168
c　責任準備金対応の金銭の信託	1,022,045	1,012,072	△9,973
d　その他の金銭の信託	258,390	258,390	－
③有価証券	12,409,201	12,706,459	297,257
a　売買目的有価証券	46,510	46,510	－
b　満期保有目的の債券	905,730	1,036,075	130,345
c　責任準備金対応債券	4,546,557	4,713,469	166,912
d　その他有価証券	6,910,404	6,910,404	－
④貸付金	1,693,169	1,712,179	19,009
a　保険約款貸付(＊１)	100,044	108,488	8,451
b　一般貸付(＊１)	1,595,156	1,603,691	10,558
c　貸倒引当金(＊２)	△2,030	－	－
資産計	15,548,833	15,855,037	306,203
①社債	157,000	157,171	171
②その他負債中の借入金	67,156	67,097	△59
負債計	224,156	224,269	112
デリバティブ取引(＊３)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	509	509	－
②ヘッジ会計が適用されているもの(＊４)	(172,048)	(171,785)	262
デリバティブ取引計	(171,538)	(171,276)	262

(＊１)差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。
(＊２)貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(＊３)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。
(＊４)一部の金利スワップの特例処理に関して、「ＬＩＢＯＲを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号　2022年３月17日）を適用しております。

(注１)市場価格のない株式等(非上場株式等)及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産③有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連法人等の株式等	156,664
非上場株式等(＊１)	1,112
組合出資金等(＊２)	155,551
その他有価証券	382,260
非上場株式等(＊１)(＊３)	41,433
組合出資金等(＊２)(＊３)	340,827

（＊１）非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日。以下「時価算定適用指針」という。）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊３）非上場株式等及び組合出資金等について、1,955百万円減損処理を行っております。

（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	52,932	1,640	54,572
その他有価証券	－	52,932	1,640	54,572
金銭の信託	4,627	57,744	－	62,371
運用目的の金銭の信託	4,627	145	－	4,773
その他の金銭の信託	－	57,598	－	57,598
有価証券	2,691,075	1,768,752	33,797	4,493,624
その他有価証券	2,691,075	1,768,752	33,797	4,493,624
公社債	323,488	1,234,270	388	1,558,147
国債	302,430	－	－	302,430
地方債	－	47,566	－	47,566
社債	21,058	1,186,703	388	1,208,150
株式	745,326	－	－	745,326
外国証券	1,619,472	534,481	33,409	2,187,363
外国公社債	1,596,186	534,481	33,409	2,164,077
外国株式	23,286	－	－	23,286
その他の証券	2,788	－	－	2,788
デリバティブ取引	484	14,084	－	14,568
通貨関連	－	3,040	－	3,040
金利関連	－	11,043	－	11,043
株式関連	484	－	－	484
資産計	2,696,187	1,893,512	35,437	4,625,137
デリバティブ取引	－	186,107	－	186,107
通貨関連	－	186,107	－	186,107
負債計	－	186,107	－	186,107

(＊)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日)第26項の経過措置を適用した投資信託等及び主として投資信託で運用する金銭の信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は金融資産2,664,081百万円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	－	73,340	3,086	76,427
満期保有目的の債券	－	73,340	－	73,340
有価証券として取り扱うもの以外	－	－	3,086	3,086
金銭の信託	1,042,234	－	－	1,042,234
満期保有目的の金銭の信託	30,162	－	－	30,162
責任準備金対応の金銭の信託	1,012,072	－	－	1,012,072
有価証券	4,001,957	1,746,512	1,074	5,749,544
満期保有目的の債券	799,233	235,768	1,074	1,036,075
公社債	799,233	209,570	－	1,008,803
国債	799,233	－	－	799,233
地方債	－	52,703	－	52,703
社債	－	156,867	－	156,867
外国証券	－	26,197	1,074	27,271
外国公社債	－	26,197	1,074	27,271
責任準備金対応債券	3,202,724	1,510,744	－	4,713,469
公社債	3,160,426	1,498,704	－	4,659,131
国債	3,160,426	－	－	3,160,426
地方債	－	322,860	－	322,860
社債	－	1,175,844	－	1,175,844
外国証券	42,297	12,039	－	54,337
外国公社債	42,297	12,039	－	54,337
貸付金	－	－	1,712,179	1,712,179
保険約款貸付	－	－	108,488	108,488
一般貸付	－	－	1,603,691	1,603,691
デリバティブ取引	－	262	－	262
金利関連	－	262	－	262
資産計	5,044,192	1,820,116	1,716,340	8,580,649
社債	－	120,150	37,021	157,171
その他負債中の借入金	－	13,395	53,702	67,097
負債計	－	133,545	90,723	224,269

(注１)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは有価証券と同様な方法により算定した価額をもって時価としております。貸付金として取り扱うことが適当と認められるものは貸付金と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

金銭の信託

主として有価証券で運用する金銭の信託は有価証券と同様な方法により算定した価額をもって時価としており、構成物のレベルに基づき時価を分類しております。

また、上記以外に、金銭の信託内において通貨オプション取引及び株価指数オプション取引等を利用しており、時価の算定はデリバティブ取引の方法によっております。

有価証券

上場株式は市場における相場価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。

債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル１、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。取引価格等が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等により時価を算定しております。算定に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、信用リスクのプレミアム等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

貸付金

①保険約款貸付

過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

②一般貸付

変動金利による一般貸付は、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

固定金利による一般貸付は、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

これらの取引については、観察できないインプットを用いていることからレベル３の時価に分類しております。

社債

市場における相場価格又は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び当社の信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、市場における相場価格を利用できるものはレベル２の時価、そうでない場合には当該割引率が観察不能であることからレベル３の時価に分類しております。

借入金

元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察可能な場合にはレベル２の時価、そうでない場合にはレベル３の時価に分類しております。

デリバティブ取引

①為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル２の時価に分類しております。

②株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション、通貨オプション、通貨スワップ及び金利スワップ取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価、そうでない場合にはレベル２の時価に分類しております。

(注２)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
買入金銭債権	割引現在価値法	割引率	1.53%～1.73%	1.62%
有価証券（公社債）	割引現在価値法	割引率	0.58%～0.58%	0.58%

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	公社債	外国証券	合計
期首残高	1,877	726	－	2,603
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益	△0	△0	－	△1
損益に計上（＊１）	－	0	－	0
その他の包括利益に計上	△0	△1	－	△2
購入、売却、発行及び決済の純額	△235	△337	－	△573
レベル３の時価への振替（＊２）	－	－	33,409	33,409
レベル３の時価からの振替	－	－	－	－
期末残高	1,640	388	33,409	35,437
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益	－	－	－	－

（＊１） 連結損益計算書の「利息及び配当金等収入」に含まれております。

（＊２） レベル２の時価からレベル３の時価への振替であり、市場流動性に基づいた時価の算定に活用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

（3）時価評価のプロセスの説明

当社グループは時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

（4）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権及び有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、国債金利と信用リスクのプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

2　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社グループは、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は270,624百万円、時価は374,605百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。

また、当連結会計年度末残高には、資産除去債務に関連する金額が2百万円含まれております。

3　保険業法に基づく債権の状況

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は2,230百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

（1）債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は186百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、147百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

（2）債権のうち、危険債権額は781百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

（3）債権のうち、三月以上延滞債権額は1,242百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

（4）債権のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年１月24日　内閣府令第３号）が2022年３月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4　有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は249,019百万円であります。

5　保険業法第118条第１項に規定する特別勘定の資産及び負債の額

特別勘定の資産の額は48,602百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

6　１株当たりの純資産額

１株当たりの純資産額は、2,461円66銭であります。

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員報酬ＢＩＰ信託に残存する当社の株式は、１株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。これに伴い、１株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,436,300株であります。

7　契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度期首残高	74,748百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	26,225百万円
利息による増加等	16百万円
その他による増加額	32百万円
契約者配当準備金繰入額	24,284百万円
当連結会計年度末現在高	72,856百万円

8　貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	42,110百万円
貸出実行残高	18,650百万円
差引額	23,460百万円

9　有価証券の貸付額

消費貸借契約により貸付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は、1,753,919百万円であります。

10　劣後特約付社債

社債のうち157,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

11　劣後特約付借入金

その他負債に計上している借入金のうち26,500百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

12　生命保険契約者保護機構に対する今後の負担見積額

保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における生命保険会社３社の今後の負担見積額は、21,367百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

13　土地の再評価に関する法律第３条第３項に規定する再評価の方法

太陽生命保険㈱は「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める標準地の公示価格、同条第２号に定める基準地の標準価格及び同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

14　組織変更剰余金額

保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、太陽生命保険㈱63,158百万円、大同生命保険㈱10,836百万円であります。

15　関連法人等の株式及び出資金

有価証券には、関連法人等の株式1,112百万円及び出資金155,551百万円を含んでおります。

16　退職給付関係

退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

国内の連結される子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。

なお、一部の連結される子会社は、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けています。

また、一部の連結される子会社は、退職給付信託を設定しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	154,825百万円
勤務費用	6,462百万円
利息費用	753百万円
数理計算上の差異の発生額	△2,861百万円
退職給付の支払額	△7,489百万円
過去勤務費用の当期発生額	△1,940百万円
退職給付債務の期末残高	149,749百万円

(注) 簡便法を採用している連結される子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	110,912百万円
期待運用収益	1,013百万円
数理計算上の差異の発生額	△1,267百万円
事業主からの拠出額	5,743百万円
退職給付の支払額	△5,946百万円
年金資産の期末残高	110,455百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	122,356百万円
年金資産	△110,455百万円
(うち退職給付信託)	(△61,784百万円)
	11,901百万円
非積立型制度の退職給付債務	27,392百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39,293百万円
退職給付に係る負債	42,145百万円
退職給付に係る資産	△2,851百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39,293百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	6,462百万円
利息費用	753百万円
期待運用収益	△1,013百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,594百万円
過去勤務費用の費用処理額	△1,940百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,667百万円

(注) 簡便法を採用している連結される子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

⑤　年金資産に関する事項

イ　年金資産の主な内訳

債券	66.4%
生命保険一般勘定	12.7%
外国証券	9.8%
株式	5.1%
現金及び預金	4.4%
共同運用資産	0.7%
その他	0.9%
合計	100.0%

(注)　年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が55.9%含まれております。

ロ　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する様々な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥　数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.24%～0.80%
長期期待運用収益率	0.25%～1.90%

(3) 確定拠出制度

当社及び連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、279百万円であります。

17　税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

価格変動準備金	72,706百万円
保険契約準備金	61,197百万円
退職給付に係る負債	28,079百万円
有価証券評価損	17,576百万円
固定資産等処分損	5,778百万円
その他有価証券評価差額金	3,924百万円
賞与引当金	2,457百万円
貸倒引当金	956百万円
税務上の繰越欠損金	6,013百万円
その他	15,200百万円
小計	213,889百万円
評価性引当額	△18,393百万円
繰延税金資産合計	195,496百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△195,308百万円
有価証券未収配当金	△2,778百万円
不動産圧縮積立金	△696百万円
その他	△15,746百万円
繰延税金負債合計	△214,529百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△19,033百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	5	6	280	－	－	5,720	6,013
評価性引当額	－	－	△276	－	－	△1,006	△1,282
繰延税金資産	5	6	3	－	－	4,714	(※2)4,730

(※1)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(※2)税務上の繰越欠損金6,013百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産4,730百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	28.0%
(調整)	
評価性引当額	△3.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
持分法投資損益	8.0%
住民税均等割	2.3%
関係会社の留保利益	△0.4%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.1%

18　担保に供している資産の額及び担保付債務の額

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券(国債)	1,400,183百万円

有価証券(外国証券)	613,214百万円
金融商品等差入担保金	51,952百万円
計	2,065,350百万円

これらのうち、有価証券については、主にＲＴＧＳ（国債即時決済用）専用口座借越枠用担保、有価証券担保付債券貸借取引、先物取引委託証拠金等の代用として差し入れております。

担保付債務	
債券貸借取引受入担保金	1,001,890百万円

19　自由処分権を有する担保受入金融資産の時価

該当事項はありません。

20　ストック・オプションに関する事項

(1) ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①ストック・オプションの内容

	当社第１回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　7名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　40名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式　449,600株
付与日	2012年７月31日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自　2012年８月１日　　至　2042年７月31日

(注)　株式数に換算して記載しております。

	当社第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　7名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　39名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式　235,500株
付与日	2013年８月１日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自　2013年８月２日　　至　2043年８月１日

(注)　株式数に換算して記載しております。

	当社第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　6名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　41名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式　231,300株
付与日	2014年８月１日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自　2014年８月２日　　至　2044年８月１日

(注)　株式数に換算して記載しております。

	当社第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　15名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　43名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式　170,700株
付与日	2015年８月３日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自　2015年８月４日　　至　2045年８月３日

(注)　株式数に換算して記載しております。

	当社第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　10名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　48名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式　379,800株
付与日	2016年８月１日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自　2016年８月２日　　至　2046年８月１日

(注)　株式数に換算して記載しております。

	当社第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　10名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員　47名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式　208,200株
付与日	2017年８月１日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自　2017年８月２日　　至　2047年８月１日

(注)　株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ａ．ストック・オプションの数

	当社第１回 新株予約権	当社第２回 新株予約権	当社第３回 新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後			
前連結会計年度末	87,800株	56,500株	70,400株
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	87,800株	56,500株	70,400株

	当社第４回 新株予約権	当社第５回 新株予約権	当社第６回 新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後			
前連結会計年度末	69,700株	180,200株	134,000株
権利確定	―	―	―
権利行使	1,600株	12,600株	10,400株
失効	―	―	―
未行使残	68,100株	167,600株	123,600株

ｂ．単価情報

	当社第１回 新株予約権	当社第２回 新株予約権	当社第３回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	―	―	―
付与日における公正な評価単価	685円	1,143円	1,153円

	当社第４回 新株予約権	当社第５回 新株予約権	当社第６回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,427円	1,423円	1,424円
付与日における公正な評価単価	1,708円	918円	1,485円

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結損益計算書の注記

1　1株当たりの当期純利益の額

1株当たりの当期純利益の額は24円39銭であります。

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員報酬ＢＩＰ信託に残存する当社の株式は、1株当たりの当期純利益の額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

これに伴い、1株当たりの当期純利益の額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,173,823株であります。

2 減損損失に関する事項

当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

生命保険会社3社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

なお、当社及び生命保険会社3社を除く連結される子会社及び子法人等は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の遊休不動産等について、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	場所	種類		合計
		土地	建物等	
遊休不動産等	滋賀県大津市1件	14	17	31

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。

なお、賃貸等不動産等の正味売却価額は原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書の注記

1　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	633,000,000	－	44,000,000	589,000,000
自己株式 普通株式	42,638,106	29,321,031	44,064,340	27,894,797

（注）1　普通株式の発行済株式の株式数の減少は、以下によるものであります。
2021年８月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却44,000,000株
2　普通株式の自己株式の株式数の増加は、以下によるものであります。
2021年５月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得6,730,400株
2021年11月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得21,839,300株
役員報酬ＢＩＰ信託による取得732,600株
単元未満株式の買取り18,731株
3　普通株式の自己株式の株式数の減少は、以下によるものであります。
2021年８月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却44,000,000株
ストック・オプションの行使24,600株
役員報酬ＢＩＰ信託による交付21,600株
役員報酬ＢＩＰ信託による売却17,600株
単元未満株式の買増請求540株
4　当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式1,436,300株（当連結会計年度期首は742,900株）が含まれております。

2　配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年６月25日 定時株主総会	普通株式	14,186百万円	24.0円	2021年 ３月31日	2021年 ６月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	16,362百万円	28.0円	2021年 ９月30日	2021年 12月６日

（注）1　2021年６月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する自己株式に対する配当金17百万円が含まれております。
2　2021年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する自己株式に対する配当金40百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	15,751百万円	利益剰余金	28.0円	2022年 ３月31日	2022年 ６月29日

（注）1　2022年６月28日開催の定時株主総会の議案として付議する予定であります。
2　配当金の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する自己株式に対する配当金40百万円が含まれております。

3　新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	659

重要な後発事象

（決算日の異なる持分法適用の関連法人等の損益）

当連結会計年度において、新フォーティテュード社に係る持分法投資損益は、同社の連結会計年度（2021年１月１日から12月31日）の連結計算書類を使用しております。

なお、当社の2022年度第１四半期連結会計期間において、新フォーティテュード社の2022年度第１四半期連結会計期間（2022年１月１日から３月31日）に係る持分法投資損益を△91,000百万円程度計上する予定であります。

（新フォーティテュード社への追加出資）

Ｔ＆Ｄユナイテッドキャピタル㈱は、2022年３月31日開催の取締役会において、新フォーティテュード社に対する追加出資に関して、525百万ドル（約643億円、１米ドル=122.39円）を上限としてコミットメントする方針を決議し、同日追加出資に関する契約を締結いたしました。

今回、新フォーティテュード社は、当社グループ及び米The Carlyle Group Inc.が運営する投資ファンドであるCarlyle FRL, L.P.から、総額21億ドル（約2,570億円、１米ドル=122.39円）を調達し、成長資本その他運営資金等に充てる予定です。

本件取引に伴う当社の連結業績への影響については未確定です。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

2021年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	207,111	89,420	380,571	469,991	117,435	117,435
当期変動額						
剰余金の配当					△30,549	△30,549
当期純利益					126,842	126,842
自己株式の取得						
自己株式の処分			△4	△4		
自己株式の消却			△61,256	△61,256		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	△61,260	△61,260	96,293	96,293
当期末残高	207,111	89,420	319,310	408,730	213,728	213,728

（単位：百万円）

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△58,882	735,656	689	736,345
当期変動額				
剰余金の配当		△30,549		△30,549
当期純利益		126,842		126,842
自己株式の取得	△45,482	△45,482		△45,482
自己株式の処分	95	91		91
自己株式の消却	61,256	－		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△29	△29
当期変動額合計	15,869	50,901	△29	50,872
当期末残高	△43,013	786,558	659	787,217

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

また、その他有価証券のうち市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備	８～38年
器具備品	３～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

3　引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

役員への当社株式の交付に備えるため、当社及び生命保険会社３社の社内規程に基づく株式給付債務の見込額を計上しております。

4　収益認識関係

売上高にかわる営業収益の内訳は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)第３項により同会計基準適用対象外となる子会社からの受取配当金が大半であり、顧客との契約から生じる収益は重要性に乏しいため、記載を省略しております。

5　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44号の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

6　会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等)

収益認識会計基準等を当会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

7　表示方法の変更

前会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当会計年度より独立掲記しております。

8　追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

役員報酬ＢＩＰ信託に関する事項は、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	20,083百万円
短期金銭債務	32,547百万円
長期金銭債権	129,490百万円
長期金銭債務	209百万円

2　有形固定資産の減価償却累計額　215百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	132,007百万円
営業費用	303百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外費用	25百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　27,894,797株

（注）当会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式1,436,300株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

関係会社株式評価損	652百万円
長期未払金	67百万円
株式報酬費用	81百万円
賞与引当金	48百万円
その他	94百万円
繰延税金資産　小計	945百万円
評価性引当額	△671百万円
繰延税金資産　合計	274百万円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当等の益金不算入	△30.6%
評価性引当額	0.0%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	太陽生命保険株式会社	直接100%	保険業を営む重要な子会社	―	―	関係会社長期貸付金(注1)	50,000
				利息の受取(注1)	599	その他	9
子会社	大同生命保険株式会社	直接100%	保険業を営む重要な子会社	借入金の弁済(注2)	43,500	関係会社短期借入金(注2)	―
				利息の支払(注2)	25	未払費用	―
子会社	Ｔ＆Ｄユナイテッドキャピタル株式会社	直接100%	投資業務を営む重要な子会社	貸付金の回収(注3)	13,500	関係会社短期貸付金	―
				資金の貸付(注3)	13,500	関係会社長期貸付金(注3)	79,400
				利息の受取(注3)	805	その他	150

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 関係会社長期貸付金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、無担保・期日一括返済方式等によるものであります。また、本貸付は全額、劣後特約付貸付金であります。

(注2) 関係会社短期借入金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、無担保・期日一括返済方式等によるものであります。

(注3) 関係会社短期貸付金および関係会社長期貸付金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、無担保・期日一括返済方式等によるものであります。また、関係会社長期貸付金の期末残高794億円は劣後特約付貸付金であります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　1,401円80銭
１株当たり当期純利益　　218円13銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員報酬ＢＩＰ信託に残存する当社の株式は、１株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、１株当たりの当期純利益の額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
これに伴い、１株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,436,300株であり、また、１株当たりの当期純利益の額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,173,823株であります。

重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、以下のとおり実行いたしました。

（1）資金使途　　長期運転資金
（2）借入先　　大同生命保険㈱および太陽生命保険㈱
（3）借入金額　　64,000百万円（それぞれ32,000百万円を借入）
（4）借入金利　　市場金利等を勘案して合理的に決定
（5）借入実行日　　2022年 4月 8日
（6）返済期限　　2027年 6月29日
（7）担保の有無　　なし

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

〈メ　モ　欄〉